

緊急事態宣言解除！

2つの認識と4つの方針

認識 1

県民・事業者の皆様の御協力により、
入院・療養体制等は解除要請の目安には未到達だが、
コントロール可能な範囲へ。

国の緊急事態宣言解除を受けても、**県として**
引き続き**感染対策**にしっかり**対応**する必要がある。

認識 2

入院・療養等がコントロール可能とはいっても、
不確定要素がある。
・ワクチンの確保及び接種を行う医療への負荷
・変異株対策 など

「全県対象」かつ**「段階的な措置の緩和」**を国に求め、
陽性者数が急増した場合等には**厳しい措置**へ移行。

4つの方針

①**攻める！**
(積極的介入)

②**守る！**
(安心の拡充)

③**連携する**
(国への要請と協調)

④**お願いする**
(県民・事業者の皆様へ)

緊急事態宣言解除後の4つの方針

① 攻める！

・感染防止対策



感染防止

(例) 二酸化炭素濃度測定器、パーテーション

・PCR等検査の拡充

感染動向をキャッチ

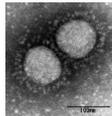
(例) 更なる検査の充実、街頭モニタリング検査

・クラスター対策

感染拡大防止 1

(例) 高齢者福祉施設、COVMAT、eMAT

・変異株対策



感染拡大防止 2

(例) 民間検査機関への拡大、切れ目ない疫学調査

② 守る！

・病床及び宿泊療養施設の確保・運営

・県内経済・産業支援

・県民の安心・安全確保

誹謗中傷

不当表示

- 相談窓口の周知
(心の相談、人権、消費、外国人の方等)
- 適切な対応・所管部署へのつなぎ
- 市町村・学校等との連携

風評被害

DV

緊急事態宣言解除後の4つの方針

③ 連携する

～国への要請と協調～

・ワクチンの確保及び接種への支援

- ・ワクチンの確保及び都道府県への配分スケジュールの提示
- ・副反応等の情報提供及び対策支援

・変異株対策

- ・民間検査機関における変異株PCR検査の国による推進

・迅速かつ確実な財政支援

- ・地方創生臨時交付金の適正配分・速やかな交付
- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の弾力的な運用

④ お願いする

～県民・事業者の皆様へ～

・県民の皆様へ

・特にお願いしたい「行為」

- (例) 会話の時は必ずマスク
大声は控えて（カラオケ・コーラスなどで）
昼飲み、昼カラも長時間を避け、夜と同じ感染防止対策を
飲食は、家族か少人数で、短時間に 等

・特に避けていただきたい「場所」

- (例) 4人を超える会食・飲み会の場、共同シャワー室、
高齢者・基礎疾患を有する方の近距離 等
(御家族・介助者の方を除く)

・事業者の皆様へ

- ・感染防止対策の徹底
- ・営業時間の短縮
- ・テレワーク・時差出勤の徹底
- ・彩の国「新しい生活様式」安心宣言の更なる推進



やっぱり
飛沫の始末

◆不要不急の外出自粛、県境をまたぐ移動の自粛

(医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など生活や健康の維持のために必要な場合を除く)

◆営業時間の短縮を要請している県内の飲食店等の 午後9時以降の利用回避

◆感染症対策が十分に取られていない施設の利用は回避

※すべて令和3年3月22日から令和3年3月31日まで

県民の皆様へのお願い

◆「昼飲み」、「昼カラ」も長時間を避け、夜と同じ感染防止策を

◆ソーシャルディスタンスを確保し、マスクなしでの会話を避ける

特に平日・休日ともに混雑した場所での食事は控える

◆飲食の際は昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」

「静美食」「ランチの時もマスク」の徹底

◆会食・飲み会は、できるだけ、同居家族以外では

いつも近くにいる4人まで（家族や介助者を除く）で、長時間を回避

※すべて令和3年3月22日から令和3年3月31日まで

県民の皆様へのお願い

◆卒業旅行、謝恩会、
飲食を伴う花見、歓送迎会などは控える

◆マスク・手洗い・アルコール消毒・換気、
三密の回避を徹底

◆買い物は、できる限り一人で

※すべて令和3年3月22日から令和3年3月31日まで

営業時間の短縮要請等について

(特措法第24条第9項)

要請期間	令和3年 3月22日 (月) から 午前 0時	令和3年 3月31日 (水) まで 午後 12時
地域	県内全域	
対象業種	飲食店 (居酒屋を含む)、喫茶店等 (宅配・テイクアウトサービスを除く。) 遊興施設等 : バー、カラオケボックス等 (飲食店営業許可取得店舗) ※ネットカフェ、漫画喫茶を除く (感染防止対策の徹底を要請)	
営業時間	午前 5時から 午後9時 まで	
酒類提供時間	午前 11時から 午後8時 まで	
感染症対策	彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び 業種別ガイドラインを使用・遵守し、 感染症対策 を徹底 飲食の際は昼夜を問わず「 マスク飲食 」「 黙食 」「 個食 」「 静美食 」 「 ランチの時もマスク 」を徹底して利用者に働きかけ	

埼玉県感染防止対策協力金について

● 営業時間・酒類提供時間短縮要請にご協力いただいた事業者に感染防止対策協力金を支給します

● **第7期（3月22日～3月31日要請分）**

支給額 40万円／店舗（3月22日から3月31日まで全て協力した場合）

* **営業時間** 午前5時から午後9時まで（**酒類提供時間** 午前11時から午後8時まで）

* **簡易な申請** これまでに協力金を電子申請し、既に支給されている場合、電子申請の書類を簡略化

* **弾力的運用** 3月22日に間に合わない場合でも、協力開始日から3月31日までの全ての期間、協力いただければ日割りで支給

● 要請期間終了後、速やかに受付を開始し、迅速に協力金がお手元に届くよう努めます

● **第6期（3月8日～3月21日要請分）**については、**3月22日から申請受付開始**

事業者の皆様へのお願い

◆ **テレワークの徹底** 目標値：出勤者数を7割削減

◆ **在宅勤務・時差出勤の徹底**

◆ **職場・寮における感染防止策の徹底**

◆ 従業員への基本的な**感染防止策の徹底**や、**会食自粛**等の呼びかけ

※すべて令和3年3月22日から令和3年3月31日まで

イベントの取扱いについて

(特措法第24条第9項)

◆ **人数上限と収容率**は国が示す目安を**上限**とする。

人数上限	収容率
5,000人以下 又は 収容定員50%以内 のいずれか 大きい方 ※ただし上限10,000人	大声での歓声、声援が 無い場合：100%以内 有る場合：50%以内

人数上限と収容率の人数のいずれか**小さいほう**が**上限**

◆ **営業時間**を**午後9時**までに**短縮**していただくようお願いする。

令和3年3月22日から令和3年4月11日まで

1 目的

繁華街等において幅広くPCR検査を行って感染状況をモニタリングし、そのデータを分析する。

⇒感染拡大の予兆を早期に探知。

2 検査の概要

スポット型検査

県内の主要な繁華街や駅を訪れた人に検査を依頼する

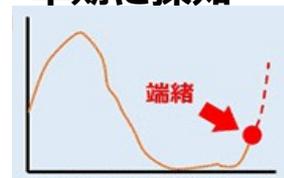
団体型検査

県内の企業などで、従業員、会員等に対して、週1回程度の検査を実施する

データ分析



感染症の流行・拡大を
早期に探知



3 モニタリング検査第1弾

日時：3年3月20日(祝)～3月22日(月) 12:00～(4月以降は毎月第3土、日、月に実施予定)

実施方法：県内の主要駅の自由通路において、**スポット型検査**を実施

検査キットは**3日間で600個程度**(1日200個)を配布する見込

4 今後の予定

スポット型検査とあわせて、事業所、工場などを対象に**団体型検査**を実施し、最終的に**1日1千件程度**の検査数を目指し、段階的に検査対象を拡充していく。

緊急事態宣言解除後の教育関係の対応

1. 学校における対応

県立学校における学校運営の基本方針

引き続き感染防止対策を徹底しながら、**教育活動を実施**

① 感染予防の徹底

- 健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）
- 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
- 食事中の会話の自粛
（会話は食事後にマスクを付けてから）
- 授業は十分な感染症対策の下で実施

② 部活動

- 段階的に活動を再開（合宿等は中止）

③ 卒業式・入学式等

- 卒業生・新入生、教職員、保護者(1名まで)で実施
※特別支援学校においては、児童生徒の状況に十分配慮して実施
- 卒業旅行、式後の集まりや会食の自粛

2. 家庭における対応

④ 春休みを含めた家庭へのお願い

- 規則正しい生活習慣の徹底
- 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
- 不要不急の外出、生徒同士の会食等の自粛

3. 県立図書館・博物館・美術館における対応（再掲）

方向性 感染防止対策を徹底しながら、**原則開館**

⑤ 図書館

- 座席数の制限

⑥ 博物館・美術館

- 入場人数の制限

※ ①～④については、小・中学校等の実態を踏まえつつ、同様の内容を市町村へも要請